

事務連絡
令和2年11月5日

各都道府県

児童福祉
障害福祉
高齢福祉

 主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局高齢者支援課

社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況及び非常用自家発電設備の
整備状況の調査について（依頼）

国は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を踏まえ、社会福祉施設等においては、安全性に問題があるブロック塀等の改修及び災害発生時の入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備を推進しております。

つきましては、今後の整備予定時期も含めて、これらの整備状況等を把握するために、下記のとおり、調査を実施しますので、別添の回答様式に沿ってご提出をお願いします。

記

1 送付書類

- ①社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況及び非常用自家発電設備の整備状況の調査について(依頼) (本事務連絡)
- ②回答様式【ブロック塀】
- ③回答様式【自家発】
※回答様式（Excel）のシート「調査対象一覧」に調査対象となる施設が記載されています。
- ④「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の概要

2 提出書類

別紙回答様式を作成の上、ご回答ください。

※提出の際は、ファイル名の【自治体名】の部分に自治体名を入力し、提出してください。（例：【〇〇県】回答様式【ブロック塀】）

3 提出期限

令和2年 12月10日(木)

※指定都市・中核市を含めて、都道府県において集計をお願いします。

4 留意事項

- ・令和2年10月1日の状況を記入してください。
- ・社会福祉施設等を所管する厚生労働省各所管部局別に回答を作成いただき、下記回答先に、ご提出ください。
- ・同一敷地内で複数の施設を運営している場合は、ブロック塀の位置関係や施設の利用実態に応じていずれか1つの施設で計上してください。
- ・集計のため、様式は変更せず必ずエクセルファイルのままご提出ください。

5 問い合わせ先・回答先

①子ども家庭局関係施設について

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係

TEL: 03-5253-1111 (内線: 4961)

E-Mail: jidouseibi@mhlw.go.jp

②障害保健福祉部関係施設について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係

TEL: 03-5253-1111 (内線: 3035)

E-Mail: fukuzai@mhlw.go.jp

③老健局関係施設について

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

TEL: 03-5253-1111 (内線: 3927)

E-Mail: kiban-seibi@mhlw.go.jp

概要：平成30年北海道胆振東部地震・大阪北部地震を踏まえ、以下3つの緊急対策を実施する。

- ① 地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性が無い施設約4,120カ所について、耐震化整備
- ② ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題のある施設約7,025カ所について、ブロック塀等の改修整備
- ③ 停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備見込調査の結果を踏まえ、今後整備予定のある施設約1,176カ所について、非常用自家発電設備整備

府省庁名：厚生労働省

耐震化整備

箇所：約4,120カ所

(子ども：約1,474カ所 障害児・者：約1,671カ所
高齢者：約882カ所 その他：約93カ所)

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：2020年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止

達成目標：2020年度までに社会福祉施設等の耐震化率を約95%まで向上させる

ブロック塀等改修整備

箇所：約7,025カ所

(子ども：約3,526カ所 障害児・者：約1,564カ所
高齢者：約1,857カ所 その他：約78カ所)

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：2019年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止

達成目標：ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約7,025箇所を全て対策完了

非常用自家発電設備整備

箇所：約1,176カ所

(子ども：約10カ所 障害児・者：約298カ所
高齢者：約861カ所 その他：約7カ所)

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：2019年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする

達成目標：非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176箇所全て対策完了